

橋本市告示第 188 号

橋本地域食堂支援補助金交付要綱の一部を改正する告示を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 12 月 17 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本地域食堂支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

橋本地域食堂支援補助金交付要綱(平成31年橋本市告示第31号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後			改正前		
別表(第3条関係)			別表(第3条関係)		
1 略			1 略		
項目	内容	上限額	項目	内容	上限額
運営経費	略	6万円(年間当たり)	運営経費	略	6万円(年間当たり)
運営経費(令和7年度物価高騰による緊急措置)	食材費	2万円(年間当たり)	運営経費(令和6年度物価高騰による緊急措置)	食材費	2万円(年間当たり)
2 運営経費			3 略		
3 略					

附 則

この告示は、令和7年12月17日から施行する。